

平成 27 年度当初予算の考え方

(歳出の主な項目)

1. 医療給付費（療養給付費、療養費、高額療養費）

- ① 11 月診療までの医療給付費から 26 年度最終予算額(決算見込額)を設定
- ② 年度平均の一般被保険者数は増減+0.6%、退職被保険者数は△26.1%と想定
- ③ 医療給付費動向の伸びを+3.00%と想定

上記の前提条件に基づき、以下の式により平成 27 年度医療給付費を推計

$$\text{①平成 26 年度決算見込額} \times \text{②被保険者数増減率(一般+1.006、退職}\Delta 0.261) \\ \times \text{③医療給付費動向伸び率+1.03}$$

2. 後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金

国及び社会保険診療報酬支払基金から通知のあった算出式により算出

(前々年度の被保険者数又は対象者数からの乗率により見込んだ 27 年度の数に想定単価を乗じて概算額を算出。これに前々年度の精算額、調整額を加減したもの。)

(歳入の主な項目)

1 国庫支出金、県支出金

(国)療養給付費等負担金、普通財政調整交付金、(県)普通財政調整交付金、特別調整交付金については、一般被保険者に係る保険給付費（療養給付費、療養費、高額療養費等）、介護納付金分、後期高齢者支援金等の対象経費から控除対象分を差し引きし、(国)療養給付費等負担金は 32%、(国)普通財政調整交付金は 7%、(県)普通財政調整交付金は 6%、特別調整交付金は 1%を乗じて算出

2. 前期高齢者交付金

国及び社会保険診療報酬支払基金から通知のあった算出式により算出

(前々年度の前期高齢者に係る医療費実績から見込んだ 27 年度の医療費概算額に前々年度の精算額、調整額を加減したもの)

3. 財源調整

歳入歳出の差、約 1 億 1,800 万円については、国保財政調整基金の繰入と保険税で賄うべきところであるが、国保財政調整基金の保有額に余裕があること、また、毎年 1 億円程度の繰越金が生じており、当初予算において基金繰入措置を講じても、予算執行段階におい

ては繰入金額の圧縮が見込めることから、27年度については財源不足額の全額を財政調整基金繰入金で補てんすることとし、1億1,794万2千円の繰入金を予算措置する。

※国保財政調整基金の状況

平成25年度末基金保有額	196,161,000円
平成26年度12月補正後増減額	10,097,000円
平成26年度末基金保有額（見込み）	206,258,000円

4. 国民健康保険税の賦課限度額、保険税軽減拡大の改正

① 賦課限度額の改正

医療給付費分(現行51万円)と後期高齢者支援金等分(現行16万円)の賦課限度額を1万円ずつ、介護納付金分(現行14万円)の賦課限度額を2万円引き上げ、合計の賦課限度額を81万円から85万円とする。

② 保険税軽減拡大の改正

応益分(均等割、平等割)の2割軽減と5割軽減の軽減判定所得の基準を引き上げ、軽減対象者を拡大する。軽減額については、保険基盤安定制度において県3/4、町1/4の負担割合により一般会計から措置される。

この改正については、平成27年度税制改正大綱を受け閣議決定されており、当町においては平成27年3月町議会定例会に上程予定

(歳入歳出予算総額)

上記により、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億935万2千円とする。

なお、前年度に比べて5億1,762万4千円の増であるが、この要因は保険財政安定化共同事業の対象医療費拡大(1件30万円超の医療費から全ての医療費へと拡大)に伴い、保険財政共同安定化事業の交付金及び拠出金が増額となったことによる。

国保事業に係る制度改正、特記事項

(1) 退職者医療制度の廃止に伴う経過措置

27年4月以降、退職被保険者としての資格取得は行わなくなり、新規加入者は「一般被保険者」として資格取得する。この結果、27年度の被保険者数動向は、一般被保険者が0.6%増加する一方、退職被保険者は26.1%の大幅減となる見込み。この被保険者数動向を基礎に予算を編成したため、総じて一般被保険者に係る費用、税額が増加する一方、退職被保険者に係るものは大幅な減となっている。

(2) 国民健康保険税の賦課限度額、軽減判定所得算定方法の見直し

閣議決定された税制改革大綱に基づき、国民健康保険税の賦課限度額について、医療分は52万円(現行51万円)、後期高齢者支援金等分は17万円(現行16万円)、介護納付金分は16万円(現行14万円)にそれぞれ引き上げる。この結果、国民健康保険税全体の賦課限度額は85万円(現行81万円)となる。

また、低所得者の国民健康保険税の軽減措置対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行う。

(3) 保険財政共同安定化事業の対象医療費拡大

国民健康保険共同事業の一環として、県内の国保保険者が国保連合会に拠出金を支出し、一定の額を超えた対象医療費に対して交付金が交付される「保険財政共同安定化事業」について、「1件あたり30万円超」であった対象医療費が27年度より「全ての医療費」に拡大される。